

平成 27 年 12 月 17 日

**消費者機構日本と株式会社伸栄との間の裁判上の和解について**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

**記**

**1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要**

**（1）事案の概要**

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「原告」という。）が、クリーニング業を営む株式会社伸栄（以下「被告」という。）に対し、消費者との間で契約の締結をする際に定めている以下の①及び②の条項が、①については消費者契約法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 10 条、②については法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 10 条に規定する消費者契約の条項にそれぞれ該当するとして、①及び②の条項を含む意思表示を行わないこと及び契約書面からこれらの条項を削除すること等を求めた事案である（平成 27 年 5 月 20 日付けで横浜地方裁判所に対して訴訟を提起）。

- ① 被告が消費者から預かった洗濯物を滅失・毀損し、これによって消費者に損害を与えた場合の損害賠償額をクリーニング代金の 10 倍を上限とする旨を規定する条項
- ② 被告が消費者から預かった洗濯物に洗濯の絵表示のない場合や製造元が不明な場合は、被告がこれを滅失・毀損し、よって消費者に損害を与えた場合であっても一切損害賠償責任を負わない旨を規定する条項

**（2）結果**

平成 27 年 10 月 22 日、原告と被告との間で、別紙のとおり裁判上の和解が成立した。

**2. 適格消費者団体の名称**

特定非営利活動法人消費者機構日本  
理事長 和田 寿昭

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社伸栄

代表取締役 黒沢 時三

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

和解条項

- 1 被告は、消費者との間でクリーニング契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わない。

記

- (1) 被告が消費者から預かった洗濯物を滅失・毀損し、これによって消費者に損害を与えた場合の損害賠償額をクリーニング代金の10倍を上限とする旨の意思表示
- (2) 被告が消費者から預かった洗濯物に洗濯の絵表示のない場合や製造元が不明な場合は、被告がこれを滅失・毀損し、よって消費者に損害を与えた場合であっても一切損害賠償責任を負わない旨の意思表示
- 2 被告は、原告に対し、既に前項の意思表示が記載された契約書、メンバーズカード、店頭表示、及びお預かり票その他の一切の表示はこれを破棄し、今後とも使用しないことを確約する。
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないことを周知・徹底させる措置をとる。
- 4 被告は原告に対し、被告の締結する契約について、消費者からの苦情・相談があった場合には、真摯に対応することを誓約する。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上